

議案第54号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | |
|--|-------|-----|---|--|---|-----|-----|---|--|
| <p>(管理の代行)</p> <p>第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせる。</p> <p>2 前項の規定による管理の対象となる事務は、別表第3に掲げる事務の範囲内で、市町村又は鳥取県住宅供給公社と協議して定める。この場合において、当該市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせることとなる事務に関するこの条例の規定（第9条第1項第1号並びに第24条の18第1項第7号及び第8号を除く。）中「知事」とあるのは「市町村長又は鳥取県住宅供給公社の理事長」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 位 置 | 略 | | <p>(管理の代行)</p> <p>第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村に行わせる。</p> <p>2 前項の規定による管理の対象となる事務は、別表第3に掲げる事務の範囲内で、市町村と協議して定める。この場合において、当該市町村に行わせることとなる事務に関するこの条例の規定（第7条第4項第5号、第6号及び第8号、第9条第1項第1号並びに第24条の18第1項第7号及び第8号を除く。）中「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 位 置 | 略 | |
| 名 称 | 位 置 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 名 称 | 位 置 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |

| | |
|-------|------------|
| 宝木団地 | 鳥取市気高町下光元 |
| 略 | |
| 泊港団地 | 東伯郡湯梨浜町大字泊 |
| 赤碕港団地 | 東伯郡琴浦町大字赤碕 |
| 略 | |

別表第2（第26条関係）

| 名 称 | 管理を行わせる者 |
|-----------|----------|
| 略 | |
| 大谷団地 高山団地 | 岩美町 |
| 略 | |

| | |
|-------|--------------|
| 宝木団地 | 鳥取市気高町下光元 |
| 田後港団地 | 岩美郡岩美町大字田後 |
| 略 | |
| 泊港団地 | 東伯郡湯梨浜町大字泊 |
| 東郷団地 | 東伯郡湯梨浜町大字中興寺 |
| 東伯団地 | 東伯郡琴浦町大字逢束 |
| 浦安団地 | 東伯郡琴浦町大字下伊勢 |
| 赤碕港団地 | 東伯郡琴浦町大字赤碕 |
| 城山団地 | 東伯郡琴浦町大字太一垣 |
| 成美団地 | 東伯郡琴浦町大字出上 |
| 略 | |

別表第2（第26条関係）

| 名 称 | 管理代行市町村 |
|-----------------|---------|
| 略 | |
| 田後港団地 大谷団地 高山団地 | 岩美町 |
| 略 | |

| | |
|---|-----------|
| 浜団地 泊港団地 | 湯梨浜町 |
| 赤碕港団地 みどり団地 | 琴浦町 |
| 略 | |
| 伯南第1団地 伯南第2団地 | 日南町 |
| 川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2団地 材木町団地 立川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団地 東浜団地 浜坂第1団地 浜坂第2団地 ひばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末恒第1団地 末恒第2団地 東今在家団地 面影団地 行徳団地 明治町団地 旭田町団地 越殿団地 八幡団地 米田団地 上灘団地 福守第1団地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清谷団地 和田団地 鴨川団地 日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 河崎団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆 | 鳥取県住宅供給公社 |

| | |
|---------------------------------|------|
| 浜団地 泊港団地 東郷団地 | 湯梨浜町 |
| 東伯団地 浦安団地 赤碕港団地 城山団地 成美団地 みどり団地 | 琴浦町 |
| 略 | |
| 伯南第1団地 伯南第2団地 | 日南町 |

| | | |
|--|--|--|
| 生団地 福原団地 永江団地 上粟島 団地 安倍彦名団地 富益団地 道笑 町ふれあい団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保 団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘 団地 | | |
|--|--|--|

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第26条の改正（「第7条第4項第5号、第6号及び第8号、」を削る部分に限る。）並びに別表第1及び別表第2の改正（別表第2の改正にあつては、改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。